

## 堺市の景観行政について

## 1 本市における景観施策の経緯



年度	堺市の動き	景観行政関連	屋外広告物行政関連
S24			■屋外広告物法施行（国）
H5		○堺市景観条例制定・施行 ○堺市景観審議会発足	
H6		○大規模建築物等の届出制度開始（アドバイザー会議）	
H7			○堺市屋外広告物条例制定 ○堺市屋外広告物審議会発足
H8	中核市移行		○堺市屋外広告物条例全面施行（許可事務の開始）
H16		■景観法施行（国）	
H18	政令指定都市移行		
H22	世界文化遺産国内推薦暫定一覧表記載（百舌鳥古市古墳群）		
H23		○堺市景観計画策定	
H27		○堺市景観計画変更（百舌鳥古墳群周辺地域）	○堺市屋外広告物条例改正（全市の見直し）
		○百舌鳥古墳群周辺景観地区認定申請制度開始（H28.1～） ※百舌鳥古墳群周辺地域の高さ制限の運用開始（H28.1～）	○新たな屋外広告物許可基準の運用開始（H28.1～）  ○屋外広告物審議会廃止
H28		○堺市景観審議会の機能拡充（屋外広告物審議会機能の統合）	

## 2 堺市景観審議会の役割

## ■審議事項について

- ・良好な景観形成及び屋外広告物に関する重要事項について、市長に意見を述べるとともに、市長の諮問に応じて調査及び審議を行う。（堺市景観条例第 40 条）

（参考）これまでの堺市景観審議会及び屋外広告物審議会での主な審議事項

-  景観審議会での主な審議事項  
景観計画の策定及び変更／景観地区の決定 など
-  屋外広告物審議会での主な審議事項  
許可基準に関する事／禁止区域に関する事／広告景観特別地区に関する事／適用除外に関する事 など

## 3 本市景観行政の取組み

## ■大規模建築物等の届出制度等（建築物、工作物、屋外広告物）

本市では、大規模建築物等の新築、増築、改築、色彩の変更等をおこなう場合、堺市景観条例に基づく事前協議、並びに景観法に基づく届出が必要（全市域が届出対象）。これらの手続きにおいては、専門家のアドバイスも得ながら、景観形成基準に基づき事業者と協議を重ね、より質の高い計画に誘導している。

## 【届出等対象となる行為】

（参考資料 1、参考資料 2 参照）

行為の種別	対象規模	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む） ・建築物の高さが15mを超えるもの ・地上6階以上のもの ・延べ面積が3,000㎡を超えるもの	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高架道路等 橋梁等	・地上からの高さが5mを超えるもの ・幅員が16m以上、又は延長が30mを超えるもの
	上記以外の工作物	次のいずれかに該当するもの ・高さが15mを超えるもの ・建築物に設置する場合で、その高さが10mを超え、かつ建築物との合計高さが15mを超えるもの
	広告物	・表示面積の合計が40㎡を超えるもの

## ■屋外広告物許可申請等

## ○屋外広告物許可申請

本市では、屋外広告物の新規設置、変更、更新をおこなう場合、適用除外を除き、堺市屋外広告物条例に基づく許可申請が必要。申請手続きを通じて良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害の防止に取り組んでいる。

なお、平成 27 年度に屋外広告物の許可基準等を“地域特性や現在の社会環境に応じた分かりやすい基準”に見直し、平成 28 年 1 月から運用を開始。

## 【平成 27 年度に見直した事項】（別紙リーフレット参照）

- ①許可区域・許可基準等に関する見直し
- ②指定道路沿道の禁止区域（沿道禁止区域）の見直し
- ③申請手続き等に関する見直し

## ○屋外広告物の届出

屋外広告物の規制と合わせて、屋外広告業者の規制、指導を一体的におこなうため、昭和 48 年の法改正により、屋外広告業者の届出制度が創設。その後、平成 16 年の屋外広告物の登録制度に関する法改正を受け、本市において、平成 19 年 1 月から業登録及び特例届出制度の運用を開始。

※特例届出制度：大阪府の業登録を受けた者に関する特例の手続き